

【別紙様式】

<p>四條畷市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	コミュニティバス運行補助事業		
総事業費 (千円)	13,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	13,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛により、利用者が激減しているコミュニティバス運行事業者に対して、補助金を交付し、地域公共交通の継続を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金 = 13,000千円 コロナ禍前の運賃収入と令和3年度の収入見込の差額を、新型コロナウイルス感染症の影響と捉え、その相当する額に対し、13,000千円を上限に補助金を交付する。</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 四條畷市コミュニティバスを運行する事業者（京阪バス株式会社） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、運行収入が著しく減少しており、事業が継続できるよう運行事業者を交付対象者として運行補助金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、公共交通が不足する地域や交通弱者の安定的な生活を確保していく。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>公共交通事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の大幅な減少により、厳しい経営環境にある。市内のコミュニティバスを運行する事業者を対象として補助金を交付し、地域公共交通の維持を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		